

近郊緑地保全区域制度の概要



大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

近郊緑地保全区域とは

国土交通大臣は、近畿圏の近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第5条第1項の規定に基づき近郊緑地保全区域に指定しています。

近郊緑地保全区域内における行為の制限

近郊緑地保全区域内において、次の行為をする場合は、その旨を知事に届けなければならないと定められています（法第8条第1項）。

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ その他政令で定める行為

助言又は勧告

- (1) 知事は、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができます。（法第8条第2項）。
- (2) 知事は、「近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針」を定めています。
届出の内容が、市町村の土地利用計画に適合しない等支障がある場合には、届出者に対し必要な、助言又は勧告を行うこととしています。

行政処分、罰則

届出をせずに、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金が課せられます（法第23条）。

届出に必要な書類、図面等

- (1) 近郊緑地保全区域内行為届出書
- (2) 委任状
- (3) 事業計画概要書（工程表を含む。）
- (4) 土地調書
- (5) 地籍図
- (6) 土地登記簿謄本（行為地）
- (7) 同意書（行為地内土地所有者等、権原が設定されている場合はその者の同意）
- (8) 現況写真
- (9) 位置図（国土地理院発行 S=1/50,000 又は 1/25,000）
- (10) 現況図（行為地及びその周辺を明らかにした図、S=1/5,000 以上）
- (11) 現況平面図（S=1/1,000 以上）
- (12) 緑化計画図
- (13) 断面図
- (14) 構造図
- (15) 意匠配色図
- (16) 丈量図（求積図）
- (17) 土地利用計画図
- (18) 給排水図

近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針（平成27年7月1日改正）

平成7年9月29日
大阪府告示第1455号

昭和62年5月1日から実施した近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針を次のように改め、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号)第34条の規定により、当該指針を同条に規定する事項として定め、平成7年10月1日から実施する。

近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針

(目的)

第一条 この指針は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域における法第8条第1項各号に定める行為に係る届出(以下「届出」という。)に関して、法、法第3条に基づく保全区域整備計画及びみどりの大阪推進計画に基づく開発抑制を基調とした基準を定め、もって良好な自然環境を保全することを目的とする。

(届出を要する行為に関する指導)

第二条 知事は、届出をしようとする者に対して、必要な助言をすることができる。

2 知事は、届出があった場合において、届出が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、法第8条第2項に基づき、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 一 公益の増進に資するものであること。
- 二 府民の健全な生活環境を確保するものであり、当該行為に係る区域以外ではその目的を達することが困難で、必要やむを得ないと認められるものであること。
- 三 知事又は市町村長が定める土地利用に関する諸計画に適合するものであること。
- 四 原則として、次に掲げる区域において行われるものでないこと。
 - イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域
 - ロ 大阪府立自然公園条例(平成13年大阪府条例第6号)第6条第1項の規定により指定された特別地域
 - ハ 大阪府自然環境保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)第11条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び同条例第16条第1項の規定により指定された緑地環境保全地域
 - ニ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林、同法第41条第1項又は第3項の規定により指定された保安施設地区及び同法第11条第1項に規定する森林経営計画の対象とする森林の所在地域
 - ホ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
 - ヘ 貴重な動植物が生息し、又は成育する区域のうち知事が必要と認める区域
 - ト 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域
 - チ 優良農地(農業関係事業の対象地、概ね20ヘクタール以上の農地が連担している農業地域及び野菜、花き等の優良産地)
 - リ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の存する区域
- 五 緑地景観の保全に十分配慮されているものであること。
- 六 大阪府自然環境保全条例第28条の「自然環境の保全と回復に関する協定」に定める基準を満たす森林又は緑地を残置し、又は造成するものであること。
- 七 20ヘクタール以上の届出に係る行為については、その区域内に大阪府自然環境保全条例第28条の「自然環境の保全と回復に関する協定」に定める基準又は森林法第10条の2に基づく林地開発許可における残置森林等の基準を満たす森林又は緑地が確保されていること。

(適用除外)

第三条 前条第2項の規定は、届出に係る行為が樹林地、緑地(花き及び草葉類が生育している土地(農地を含む))、河川、沼、池及び湖以外の土地において行われる場合、現に農林漁業等を営むために必要な施設を建築する場合並びに継続して土石採取を行う場合であって当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものには適用しない。

規制の区域や内容、手続きのお問い合わせについて

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：(072)627-1121(代)	豊中市・ <u>池田市</u> ・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・ 摂津市・ <u>島本町</u> ・ <u>豊能町</u> ・ <u>能勢町</u>
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町 2-1-36 (中河内府民センタービル内) 電話：(072)994-1515(代)	大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東 市・ <u>柏原市</u> ・ <u>門真市</u> ・ <u>東大阪市</u> ・ <u>四條畷市</u> ・ <u>交野市</u>
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町 2-6-1 (南河内府民センタービル内) 電話：(0721)25-1131(代)	富田林市・ <u>河内長野市</u> ・松原市・ <u>羽曳野市</u> ・藤井寺 市・大阪狭山市・ <u>太子町</u> ・ <u>河南町</u> ・ <u>千早赤阪村</u>
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町 3-1 3-2 (泉南府民センタービル内) 電話：(072)439-3601(代)	堺市・ <u>岸和田市</u> ・泉大津市・ <u>貝塚市</u> ・ <u>泉佐野市</u> ・ <u>和泉</u> <u>市</u> ・高石市・ <u>泉南市</u> ・ <u>阪南市</u> ・ <u>熊取町</u> ・ <u>岬町</u> ・ <u>忠岡町</u> ・ 田尻町
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北 1-1 4-1 6 (咲洲庁舎(旧 WTC ビル) 2 2階) 電話：(06)6941-0351(代)	-
大阪府 政策企画部企画室推進課推進グループ 大阪市中央区大手前 2 丁目 (府庁本館内) 電話：(06)6941-0351(代)	近畿圏整備法に関すること
森づくり課ホームページアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/kinryoku.html	
推進課ホームページアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkikenseibihou/	

※ 下線のある市町村は、近郊緑地保全区域を有する市町村を表しています。